

心のバリアフリー教育グッドプラクティス 応募要項

1 応募対象となる実践

これまでのオリパラ教育の成果を無形のレガシーとして受け継ぎ、共生社会*の形成を目指して学校と地域等が連携・協働し、障害のある人や高齢者等を含めた他者の理解を深めるとともに、パラスポーツなどを通じて、相互に支え合い、認め合える心を育てる心のバリアフリー教育を推進するとともに、近隣の学校や地域等に対して広く普及啓発する実践

○具体的取組例

- (1) パラスポーツや福祉体験等を通して、他者を理解しようとする気持ちを育てる活動
- (2) 自国の歴史や伝統文化について理解を深め、他国の歴史や文化、言語について学ぼうとする気持ちを育てる活動
- (3) ボランティア精神と温かいおもてなしの気持ちを育てる活動 など

*共生社会：年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる社会。

2 応募対象となる実践期間

令和4年度に行う実践を対象とする。

○県教育委員会（心のバリアフリー教育）URL
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/kokoro-barrier-free/index.html>

3 応募について

次の2点の資料を下記の応募先にメールを送信して応募すること。

- ・別紙2「応募資料」 A4サイズ2枚以内
- ・添付資料（任意様式） A4サイズ5枚以内

応募校	応募先
県立学校	企画管理部教育政策課： kyseisaku2@mz.pref.chiba.lg.jp 応募期限【令和5年1月10日（火）まで】
市町村立学校	所管する市町村教育委員会 応募期限【市町村教育委員会の指定する日まで】 ※市町村教育委員会が取りまとめ、令和5年1月10日（火）までに教育事務所に提出する

※メール1通の容量が3.5MB以上の場合受信ができないため、複数に分けて送付すること。

4 選定・表彰等

- (1) 最優秀賞1校、優秀賞5校程度を選定し、顕彰校には賞状及び記念品を授与する。
- (2) 顕彰校は、別に定める選定委員会で決定する。なお、応募資料等をもとに「実践内容の充実度」「実践の継続性」「地域等との交流及び広報活動」を評価する。また、応募多数の場合、選定委員会の前に教育政策課及び教育事務所で事前選定を行う場合がある。

5 応募上の注意事項

(1) 別紙2「応募資料」について

- ・記載例を参考にして、必要事項を見やすく記載すること。
- ・複数の実践を行った場合、「イ 実践対象」から「キ 添付資料」は実践ごとに分かるように記載すること。
- ・「イ 実践対象」地域等と連携・協働した場合は、併せて記載すること。
- ・「エ 実践の普及啓発」広報方法や対象範囲等についても分かるように記載すること。
- ・「オ 実践成果」児童生徒の変化の様子や地域等との連携・協働について記載すること。
※アンケートなどの結果などをもとにしてもよい。
- ・「キ 添付資料」取り組んだ実践を広報した資料等を記載すること（報道等への投げ込み資料を含む）。

(2) 添付資料（任意様式）について

- ・新聞、Webニュース、自治体広報誌、学校（学年）だより等を、該当箇所が分かるようにし、PDFデータ等にすること（画像ファイルのままの送付不可）。
- ・各記事等の下に掲載紙名、発行（発信）日等を記載すること。なお、似通った内容の記事は選抜し、他の記事は掲載紙名、発行（発信）日のみ記載してもよい。
- ・複数の記事を1枚にまとめるなど、A4サイズ5枚以内となるように工夫すること。
- ・著作権や肖像権に留意すること。

6 記録・広報等

実践は各段階で、保護者のみならず、地域等や報道機関にも積極的に広報すること。

例えば、実践開始時や地域等との連携時など様々な段階で広報し、実践への関心・交流・共感・賛同・支援の輪を広めていくこと。また、実践を動画等でも記録し、各種行事での活用や、学校Webページ等での広報を検討すること。

7 留意点

- (1) 県立学校については、「魅力ある県立学校づくり大賞」への応募校は、同様の実践での応募は受け付けません。
- (2) 応募資料等は、報道発表、県教委Webページ、県教委NEWS等に掲載することもあるため、肖像権等に留意すること。
- (3) 顕彰校は、2月上旬に発表する。